

## 別府大学・別府大学短期大学部利益相反マネジメント規程

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、別府大学・別府大学短期大学部(以下「本学」という。)の教職員等が、産官学連携活動、兼業その他の社会貢献活動を行う上で生じる利益相反の適切な管理(以下「利益相反マネジメント」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 利益相反マネジメントの対象となる「利益相反」とは、次に掲げることをいう。

ア 本学が企業等との共同事業等に従事すること(以下「産官学連携活動」という。)に伴い、企業等から得る利益を優先することによって本学の社会的な責任が現に阻害され、又は阻害されるのではないかとの懸念が学外者から表明されるおそれがあること。

イ 教職員等が産官学連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が現に阻害され、又は阻害されるのではないかとの懸念が学外者から表明されるおそれがあること。

ウ 教職員等が兼業を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が現に阻害され、又は阻害されるのではないかとの懸念が学外者から表明されるおそれがあること。

(2) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 学校法人別府大学職員就業規則に基づき雇用されている教職員

イ 第5条に定める利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者

(大学院生、学生及び研究生等)

(3) 「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

(4) 「共同事業等」とは、共同研究、受託研究、その他の事業をいう。

(5) 「利益相反アドバイザー」とは、利益相反マネジメントに関し教職員等からの相談等に応じる利益相反に関する専門的知識を有する者をいう。

(6) 「是正措置等」とは、利益相反に該当する疑義が生じた場合において、実施不許可、条件付許可その他利益相反による弊害の回避又は改善を図るために行う必要な措置をいう。

(総括者)

第3条 本学における利益相反マネジメントに関しては、大学の学長が総括する。

(教職員等の責務)

第4条 教職員等は、高い倫理性を保持し、利益相反マネジメントに従わなければならない。

2 教職員等は、利益相反の疑義が懸念される場合は、利益相反アドバイザーに相談する等利益相反による弊害の回避に努めなければならない。

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 本学に、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、利益相反マネジメントに係る次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 利益相反マネジメントに係る施策等の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 利益相反(臨床研究に関する事項を含む)に関する自己申告書等に基づく審査に関する事項
- (3) 利益相反自己申告書等に基づく審査結果に係る是正措置等の助言等に関する事項
- (4) 第12条の規定による本学の利益相反を構成する事実関係の確認に関する事項
- (5) 利益相反アドバイザーの選考に関する事項
- (6) その他利益相反マネジメントに関し必要な事項

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 大学の学長が任命する本学の教授1名
- 二 本学の教授(前号により任命された者を除く。)若干名
- 三 本学の准教授、講師又は助教 若干名
- 四 本学の事務職員 若干名
- 五 その他委員長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員がその職務を行う。

4 第1項第2号から第5号の委員の任命又は委嘱は、委員長が大学の学長の同意を得て行う。ただし、同項第2号の委員のうち1名は短期大学部の教授とし、当該委員の任命については短期大学部の学長の同意を得て行うものとする。

5 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(自己申告書等の提出)

第7条 教職員等は、利益相反に関する自己申告書等を学長に提出しなければならない。

2 教職員等は、利益相反の疑義が生じた場合は、第4条に定める利益相反アドバイザーに相談し、又は随時学長に利益相反に関する自己申告書等を提出して次条第1項の確認又は審査を求めることができる。

3 前2項における自己申告書等の提出時期、書式等は、委員会が定める。

(委員会における審査等)

第 8 条 委員会は、前条の規定により提出された利益相反に関する自己申告書等に基づき必要な審査を行う。

2 委員会は、前項の審査を行ったときは、審査結果を学長に報告するとともに当該教職員等に通知する。この場合において、利益相反の疑義が生じ、これに対する是正措置等が必要であると判定したときは、当該教職員等と事前協議等を行うものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第 9 条 教職員等は、前条の規定により是正措置等の通知を受けた場合は、当該是正措置等を講じ、利益相反による弊害の回避等を行わなければならない。

2 教職員等は、前項の規定により講じた是正措置等の実施状況等を委員会に適宜報告しなければならない。

(不服申立て)

第 10 条 教職員等は、第 8 条第 2 項の規定による通知を受けた場合において、当該審査結果等に不服があるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に、委員会に対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、不服申立ては、同一の事案につき 1 回に限るものとする。

2 委員会は、前項の規定により不服申立てがあったときは、当該不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再審査を行うか否かを審査し、その結果及び理由を学長に報告するとともに当該教職員等に通知する。

3 委員会は、前項の規定により再審査を実施した場合は、その結果を学長に報告するとともに教職員等に通知する。

(本学としての利益相反への対応)

第 11 条 委員会は、本学に利益相反に該当する疑義が生じていると認める場合は、本学の利益相反を構成する事実関係を確認することができる。

2 委員会は、前項により事実関係を確認した場合は、利益相反による弊害の回避策及びその回避の必要性について検討し、その結果を添えて、学長に報告するとともに当該教職員等に通知するものとする。

4 通知を受けた当該教職員等は、当該回避策を実施し、利益相反の回避又は改善を行うものとする。

(教職員等への啓発)

第 12 条 委員会は、利益相反についての理解を深め、利益相反マネジメントに関する意識の高揚を図るための教育研修その他啓発活動を行うものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 利益相反マネジメントに関わる教職員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も、同様とする。

2 委員会は、提出された自己申告書等を適切に管理し、保管するものとする。

(委員会に関する事務)

第 14 条 委員会の事務は、総務・研究推進課において処理する。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1. この規程は、令和 年 月 日から施行する。
2. 平成 22 年 6 月 23 日制定の学校法人別府大学利益相反に関する規程を廃止する。